

3. 取締役会設置会社の経営機構(1) 株主総会

3-1. 意義と権限

(1)開催時期と決議が行われるまでの流れ

①定時株主総会（会社 296 I）

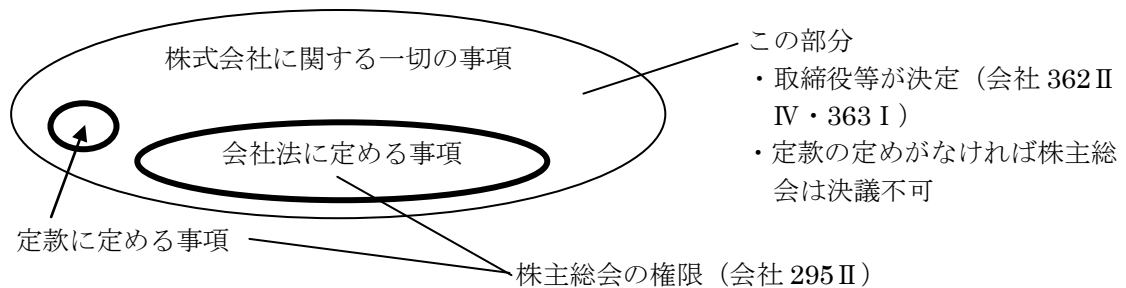
事業年度と経営成果の確認・報告 [詳細は「企業組織法」]
株式会社＝期間を区切って経営成果を確認→それにもとづいて剰余金配当額を決定
＝事業年度（多くの会社では 4/1～3/31 までの 1 年間）
計算書類＝株式会社の財政状態や経営成果を表示する書類
（貸借対照表、損益計算書等）
＝定時株主総会で承認 or 報告（会社 438 I II・439）

②臨時株主総会（会社 296 II）

株主総会で決議が行われるまでの流れ： 招集 → 議事

(2)株主総会の権限と議決権 [テキスト 4 章 2 節 1(2)(a)・4(1)(3)(b)]

(a)権限についての原則（会社 295 II）



(b)会社法上の決議事項と決議要件

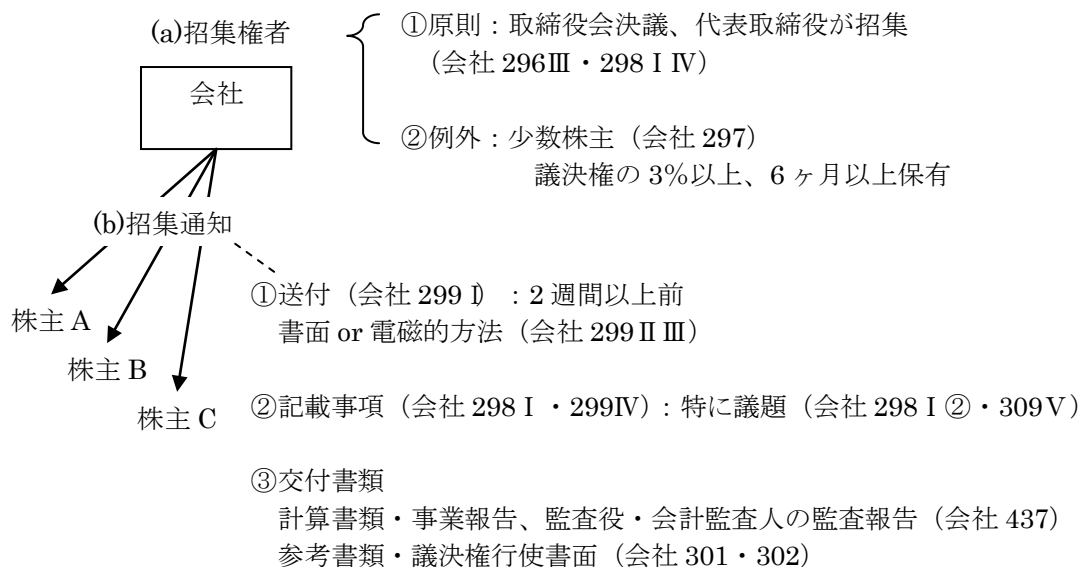
普通決議（会社 309 I）	定足数 [総株主の議決権の過半数] +出席株主の議決権の過半数賛成 *定款で定足数排除可
特別決議（会社 309 II）	定足数 [総株主の議決権の過半数] +出席株主の議決権の3分の2（定款で引上げ可）以上賛成 *定款で定足数引下げ可（3分の1まで）
特殊決議（会社 309 III IV）	さらに厳重な要件

(c)議決権

議決権の数： 原則（会社 308 I） / 例外（会社 108 I ③・308 II etc）

3-2. 招集

(1)概要 [テキスト 4章 2節 2(1)(2)]



(2)株主提案権

(a)議題・議案の決定と株主提案権

原則（会社 298 I ②IV）＋株主提案権（会社 303-305）

(b)議題提案権（会社 303）

議決権の 1% or 300 個以上の議決権、6 ヶ月以上保有

＋ 代表取締役に対して総会の 8 週間前までに書面で請求

(c)議案提出権（会社 304）・議案通知請求（会社 305）

拒否事由

議題の追加の場合（会社 303 I 括弧）＝株主が議決権を行使できない事項

議案の追加の場合（会社 304 但・305IV）

①法令・定款違反の議案

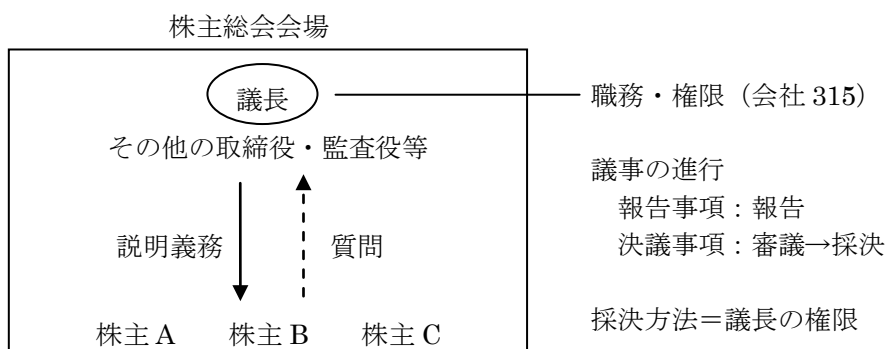
②最近 3 年内の株主総会で 10%以上の賛成を得られなかった議案

(c)実際の利用

電力会社で原発建設中止を求める株主提案ができるのはなぜ？（会社 303 I 括弧参照）

3-3. 議事と決議

3-3-1. 議事と決議 [テキスト 4 章 2 節 3 4(3)(a)]



取締役等の説明義務 (会社 314 本) / 説明を拒否できる場合 (会社 314 但)

事例 3-a 議事運営 [テキスト Case4-3 を一部変更]

A 株式会社 (電力会社) には、原子力発電に反対する株主 B とその仲間が多数いる。B らは、数年前から会社の内外で示威行為を行い、株主総会でも、議長に暴言を吐いたり、物を投げたりして、議事を妨害してきた。平成 21 年の株主総会でも、B らの議事妨害が予想されることから、A 会社は、屈強な体格の従業員のうち A 会社株式を保有している者に休暇をとらせ、一般株主が入場する前に彼らを総会会場に入場させた。そして、前から 5 列目までの座席すべてに従業員株主を着席させた。

最判平 8・11・12 判時 1598-152

* ネット配信 (「株主総会 動画」で Google 検索)

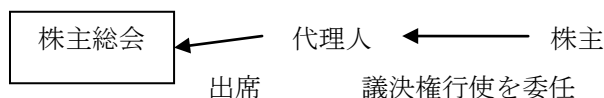
たとえば、TEIJIN (<http://www.teijin.co.jp/ir/ir16.html>)

一覧として、net ir (<http://www.net-ir.ne.jp/soukai/index.html>)

3-3-2. 議決権の行使方法

(1) 議決権の代理行使

(a) 意義 (会社 310)



(b) 定款による代理人資格の制限

最判昭 43・11・1 民集 22-12-2402

「右代理人は株主にかぎる旨の...定款の規定は、株主総会が、株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨にでたものと認められ、合理的な理由による相当程度の制限とすることができるから、右商法二三九条三項 [会社 310 条 1 項] に反することなく、有効であると解するのが相当である。」

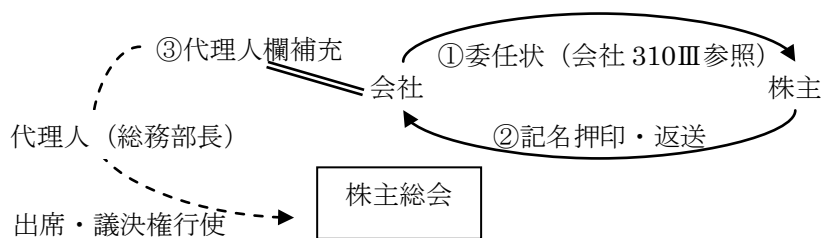
事例 3-b 定款による代理人資格の制限 [テキスト Case4-5 を一部変更]

A 株式会社には、その大株主として B 銀行がいる。B 銀行は、A 会社の平成 21 年の株主総会の議案について賛成の意向を示し、株主総会の当日は従業員アユミさんを出席させ、代理人として議決権行使をさせる旨を A 会社に伝えてきた。ところで、A 会社の定款には、株主総会における議決権行使の代理人資格を株主に限る旨の規定がある。アユミさんは、A 会社の株主ではないが、その議決権行使を認めた場合、定款違反の議決権行使になるのだろうか。

最判昭 51・12・24 民集 30-11-1076

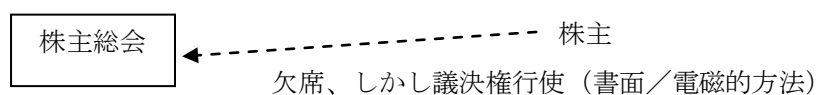
「株式会社が定款をもつて株主総会における議決権行使の代理人の資格を当該会社の株主に限る旨定めた場合において、当該会社の株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、…右定款の規定に反しないと解するのが相当である。ただし、右のような定款の規定は、株主総会が株主以外の第三者によって攪乱されることを防止し、会社の利益を保護する趣旨に出たものであり、株主である県、市、株式会社がその職員又は従業員を代理人として株主総会に出席させた上、議決権を行使させても、特段の事情のない限り、株主総会が攪乱され会社の利益が害されるおそれはなく、かえつて、右のような職員又は従業員による議決権の代理行使を認めないとすれば、株主としての意見を株主総会の決議の上に十分に反映することができず、事実上議決権行使の機会を奪うに等しく、不当な結果をもたらすからである。」

(c)委任状勧誘と委任状合戦



金商法で規制（金商 194、上場会社の議決権の代理行使に関する規則 [委任状勧誘規則]）

(2)書面・電磁的方法による議決権行使



①書面による議決権行使（会社 298 I ③）

②電磁的方法による議決権行使（会社 298 I ④）

採用についてのルール

・会社 298 I ③④

・株主数 1000 人以上の会社（会社 298 II）

その他詳細なルール（会社 311・312）

参考書類・議決権行使書面（会社 301・302、会社則 65・66）

(3)議決権の不統一行使 [テキスト 4 章 2 節 4(2)(d)]

3-4. 違法・不当な総会決議の是正

3-4-1. 決議の取消し

(1)株主総会決議の瑕疵と会社法

(2)取消事由その1 (会社 831 I ①)

会社 831 I 所定の違法・不当な点 = 取消事由 → 取消しの訴え

こういうルールになっている理由

会社 831 I ① = 招集手続または決議方法の A: 法令・定款違反または B: 著しい不公正

→裁量棄却 (会社 831 II)

=上記 A+ (ア) 違反事実が重大でなく、(イ) 決議に影響を及ぼさない

事例 3-c 招集通知漏れ 1

Y 株式会社は、平成 21 年度の株主総会を開催した。Y 社の発行済株式 (すべて議決権あり) の 95%にあたる株式を有する株主が出席し、出席した株主の 90%の賛成を得て、役員等の選任決議が可決された。

①上記の場合に、この株主総会の招集通知が、Y 会社の株主のうち、事前に上記決議に反対の意向を示していたアユミさん (発行済株式の 5%にあたる株式を保有) には発送されなかったことが判明した。

②上記の場合に、株主総会に出席していたケンイチが、発行済株式の 1%にあたる議決権を行使し、決議に賛成した。しかし、ケンイチは、実は株主でなかったことが判明した。

・抽象的基準＝（ア）と（イ）どちらを重視？

・具体的にどういう瑕疵について裁量棄却できる？

(3)取消事由その2（会社831I②③）

決議内容の定款違反

決議について特別の利害関係を有する者の議決権行使による著しい不当決議

(4)取消事由の追加等 [テキスト4章2節5 ①(2)(c)]

事例3-d 取消事由の追加 [テキストCase4-7を一部修正]

A株式会社の株主であるBは、A会社における平成21年6月の定時株主総会につき、一部の株主に対して招集通知の発送が行われていない点を取消事由として、同年7月、株主総会決議取り消しの訴えを提起した。Bは、同年11月に、以上の瑕疵に加えて、取締役の説明義務違反を取消事由として追加したいと考えている。

最判昭51・12・24民集30-11-1076

*最判昭54・11・16民集33-7-709

- ①取消しの訴えの提訴期間内に無効確認の訴え（取消事由を無効事由として主張）提起
- ②提訴期間経過後に決議取消しを主張

3-4-2. 決議の無効・不存在

(1)無効事由

(1)(2) のような違法・不当な点 = 無効事由・不存在事由 → 争い方

無効事由（会社 830 II）

(2)不存在事由

事例 3-e 招集通知漏れ 2

Y 株式会社は株主数が 9 人、発行済株式総数が 5000 株である。株主の 1 人でもある代表取締役 A は、自分の実子 2 人に口頭で株主総会の招集を伝え、株主総会が開催された。しかし、他の 6 人の株主（持株数計 2100 株）には招集通知がなされなかった。

最判昭 33・10・3 民集 12-14-3053

(3)以上のまとめ

	決議の取消し	決議の無効・不存在
争う方法	決議の取消の訴えだけ	制限なし (決議無効確認の訴え・決議不存在確認の訴えを提起することも可能)
争える人・期間	制限あり	制限なし
決議の効力	取消判決が確定してはじめて無効	はじめから無効

3-5. 株主総会の実態

(1)株主総会の形骸化

(a)形骸化とその理由

①時間

②開催日：毎年6月末日の特定の日・特定の時刻

形骸化の理由

(b)形骸化の帰結と変化の兆し

株主総会の形骸化 → 議案を決める者が株主総会の結果を支配

それは誰——取締役会（会社 298 I ②IV）？

変化の兆し ①時間

②開催日

理由：株式持ち合いの解消、機関投資家による積極主義

機関投資家 [外国の機関投資家についてはテキスト Column4-6]

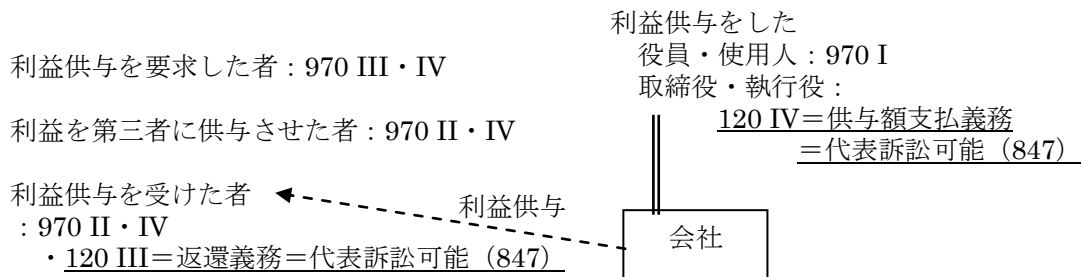
機関投資家＝顧客から拠出された資金を運用・管理する法人投資家の総称
 広い意味ではいろいろなものが含まれる
 (年金基金、投資信託、保険会社、信託銀行、銀行 etc.)

例：投資信託
 投資信託購入者（多数）が資金を拠出
 拠出された資金をまとめて、株式やその他様々な投資商品を購入して運用
 →利益が上がれば投資信託購入者に分配

(2)総会屋と利益供与

総会屋対策として、利益供与の禁止（会社 120 I）

利益供与に対する制裁



* 下線を引いているのが民事責任、その他は刑事責任